

香川地方最低賃金審議会
第3回香川県最低賃金専門部会 議事要旨

開催日時	令和5年8月4日 10時00分～11時57分		
開催場所	高松サポート合同庁舎 北館 702 会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席3人	定数3人
	労働者を代表する委員	出席3人	定数3人
	使用者を代表する委員	出席2人	定数3人
主要議題	1 香川県最低賃金額改正の審議について		
議事要旨	<p>1 香川県最低賃金額の審議</p> <p>労働者側：第1回提示額 時間額 931 円（53 円引上げ） 根拠：連合の 2023 春季生活闘争の第 7 回（最終）回答集計の、有期・短時間・契約等労働者の賃上げ額が、加重平均で時給 52.78 円であることからこれを切り上げて 53 円を引上げ額とした。</p> <p>労働者側：第2回提示額 時間額 922 円（44 円引上げ） 根拠：連合の 2023 春季生活闘争の第 7 回（最終）回答集計の、有期・短時間・契約等労働者の時給の引上げ率が 5.01%であり、これに香川県最低賃金をかけて算出した金額の小数点以下を切り上げた金額が 44 円である。</p> <p>使用者側：第1回提示額 時間額 904 円（26 円引上げ） 根拠：経団連の 2023 年春季労使交渉・中小企業業種別回答状況のアップ率が 2.94%であり、香川県最低賃金にアップ率をかけて算出した金額の小数点以下を切り上げた金額が 26 円である。</p> <p>使用者側：第2回提示額 時間額 913 円（35 円引上げ） 根拠：令和 5 年 5 月の高松市の消費者物価指数で、生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数が前年同月比 3.9%増であり、香川県最低賃金に 3.9%をかけて算出した金額の小数点以下を切り上げた金額が 35 円である。</p> <p>双方とも提示済金額の変更には至らず、次回の専門部会までに双方に再考を促し、引き続き審議することとなった。</p> <p>第4回専門部会は、令和5年8月7日13時00分から開催することを確認した。</p>		

